

第百六十六回国 参議院議院運営委員会會議録第二十二号

平成十九年五月九日(水曜日)
午前九時四十二分開会

委員の異動

五月一日

辞任

高橋 千秋君
藤末 健三君

補欠選任

大久保 勉君
尾立 源幸君

五月八日

辞任

富岡由紀夫君

補欠選任

広田 一君

五月九日

辞任

広田 一君

補欠選任

富岡由紀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

本日の会議に付した案件

○国会議員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程の特例に関する規程の制定に関する件

○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

委員以外の議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員以外の議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員以外の議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員以外の議員

議員</

もに、自由民主党一人十分及び民主党・新緑風会
一人十五分の質疑を順次行うことに意見が一致い
たしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ご
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(市川一朗君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(市川一朗君) 次に、今日の本会議の議
事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

今日の議事は、最初に、短時間労働者の雇用管
理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して
提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無を
もってお諮りいたします。異議がないと決します
と、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があり、これ
に対し、西島英利君、岡崎トミ子君の順に質疑を
行います。

次に、日程第一ないし第三を一括して議題とし
た後、外交防衛委員長が報告されます。採決は三
件を一括して行います。

次に、日程第四について、農林水産委員長が報
告された後、採決いたします。

次に、日程第五ないし第八を一括して議題とし
た後、総務委員長が報告されます。採決は四案を
一括して行います。

次に、先ほど本委員会を議したしました国会
職員法改正案及び国会職員育児休業法改正案の緊
急上程でございます。まず、両案を日程に追加し
て一括して議題とすることを異議の有無をもって
お諮りいたします。異議がないと決しますと、議
院運営委員長が報告されます。採決は二回に分け
て行います。

なお、今日の議案の採決は、いずれも押しボタ
ン式投票をもって行います。

以上をもちまして今日の議事を終了いたしま
す。その所要時間は約一時間十分の見込みござ
います。

います。

○委員長(市川一朗君) たいまの事務総長説明
のとおり今日の本会議の議事を進めることに御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(市川一朗君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十
時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会職員法の一部を改正する法律案要綱

第一 任期付国会職員の制度の導入

一 任期を定めた採用

1 各本属長は、高度の専門的な知識経験又
は優れた識見を有する者をその者が有する
当該高度の専門的な知識経験又は優れた識
見を一定の期間活用して遂行することが特
に必要とされる業務に従事させる場合に
は、任期を定めて国会職員を採用すること
ができること。(第三条の二第二項関係)

2 各本属長は、1によるほか、専門的な知
識経験を有する者を当該専門的な知識経験
が必要とされる業務に従事させる場合にお
いて、両議院の議長が協議して定める場合
に該当するときであつて、当該専門的な知
識経験を有する者を当該業務に期間を限つ
て従事させることが公務の能率的運営を確
保するために必要であるときは、任期を定
めて国会職員を採用することができること
と。(第三条の二第二項関係)

二 一により採用される国会職員の任期及び任
用の制限については、一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する法律の適用を受
ける職員の例によること。(第三条の二第三
項関係)

三 一及び二は、各議院事務局の議長又は副議
長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員
会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員
並びに非常勤の職員の採用については、適用
しないこと。(第三条の二第五項関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行す
ること。(附則関係)

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一
部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 各本属長は、高度の専門的な知識経
験又は優れた識見を有する者をその者が有する
当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を
一定の期間活用して遂行することが特に必要と
される業務に従事させる場合には、選考によ
り、任期を定めて国会職員を採用することがで
きる。

各本属長は、前項の規定によるほか、専門的
な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験
が必要とされる業務に従事させる場合におい
て、両議院の議長が協議して定める場合に該
当するときであつて、当該専門的な知識経験を
有する者を当該業務に期間を限つて従事させる
ことが公務の能率的運営を確保するために必要
であるときは、選考により、任期を定めて国会職
員を採用することができる。

前二項の規定により採用される国会職員の任
期及びこれらの規定により任期を定めて採用さ
れた国会職員の任用の制限については、一般職
の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法
律(平成十二年法律第百二十五号)の適用を受け
る職員の例による。

前三項の規定の実施に関し必要な事項は、両
議院の議長が協議して定める。

前各項の規定は、各議院事務局の議長又は副
議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員
会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並
びに非常勤の職員の採用については、適用しな
い。

第十五条の二に次の一項を加える。

前二項の規定は、法律により任期を定めて任
用される国会職員については、適用しない。

第十五条の五第三項中「第十五条の二」を「第十
五条の二第一項及び第二項」に改める。

附則

この法律は、平成二十年四月一日から施行す
る。

理由

専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の
採用の円滑化を図るため、国会職員について、任
期を定めた採用に関する事項を定める必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

員を採用することができる。

前二項の規定により採用される国会職員の任
期及びこれらの規定により任期を定めて採用さ
れた国会職員の任用の制限については、一般職
の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法
律(平成十二年法律第百二十五号)の適用を受け
る職員の例による。

前三項の規定の実施に関し必要な事項は、両
議院の議長が協議して定める。

前各項の規定は、各議院事務局の議長又は副
議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員
会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並
びに非常勤の職員の採用については、適用しな
い。

第十五条の二に次の一項を加える。

前二項の規定は、法律により任期を定めて任
用される国会職員については、適用しない。

第十五条の五第三項中「第十五条の二」を「第十
五条の二第一項及び第二項」に改める。

附則

この法律は、平成二十年四月一日から施行す
る。

理由

専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の
採用の円滑化を図るため、国会職員について、任
期を定めた採用に関する事項を定める必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

○国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)

任期付職員採用制度導入に伴う改正

○国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)

改正案

第三条 国会職員の任用は、別に定のあるも
のを除き、各本属長の定める任用の基準に
基いて、これを行う。

第三条の二 各本属長は、高度の専門的な知

現行

第三条 国会職員の任用は、別に定のあるも
のを除き、各本属長の定める任用の基準に
基いて、これを行う。

(傍線部分は改正部分)

識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

各本属長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、両議院の議長が協議して定める場合に該当するときであつて、当該専門的な知識経験を有する者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

前二項の規定により採用される国会職員の任期及びこれらの規定により任期を定めて採用された国会職員の任用の制限については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の適用を受ける職員の例による。

前三項の規定の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

前各項の規定は、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並びに非常勤の職員の採用については、適用しない。

第十五条の二（第一項及び第二項 略）

前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員については、適用しない。

第十五条の五（第一項及び第二項 略）

短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
第一 育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整
育児休業をした国会職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の国会職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができることとしたこと。（第九条関係）

第二 育児短時間勤務

一 国会職員（常時勤務することを要しない国会職員等を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該国会職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができること。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでないこと。（第十二条第一項関係）

1 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。
2 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。
3 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日まで五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。
4 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日まで五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日

につき四時間勤務すること。

5 1から4までに掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

二 育児短時間勤務の承認を受けようとする国会職員は、育児短時間勤務をしようとする期間（一年以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとし、本属長は、当該請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならないこと。（第十二条第二項及び第三項関係）

三 育児短時間勤務をしている国会職員（以下「育児短時間勤務国会職員」という。）は、本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができること。（第十三条関係）

四 一人の育児短時間勤務国会職員が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げないこと（いづれも一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。）。（第十五条関係）

五 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法の適用については、その期間の三分の一を在職期間から除算すること。（第十六条関係）

六 本属長は、育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、過員を生ずること等のやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、当該育児短時間勤務をしていた国会職員に、引き続き同様の勤務をさせることができること。（第十八条関係）

七 本属長は、育児短時間勤務の承認又は延長

の請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するため必要があると認めるときは、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会議員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会議員を任用することができると。(第十九条関係)

第三 育児時間
部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子とし、その時間を一日につき二時間を超えない範囲内とするともに、部分休業の名称を育児時間とすることとしたこと。(第二十条関係)

第四 その他
一 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。(附則第一条関係)
二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第二条関係)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

- 目次
- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 育児休業(第三条・第十一条)
 - 第三章 育児短時間勤務(第十二条・第十九条)
 - 第四章 育児時間(第二十条)
 - 第五章 雑則(第二十一条)
- 附則
- 第一章 総則
 - 第二章 次の次の章名を付する。
 - 第二章 育児休業
 - 第七條第一項第一号中「この条」の下に「及び第

十九条」を加える。
第十二条の見出しを削り、同条中「この法律の下に(第十条及び第十六条を除く。)」を加え、同条を第二十一条とする。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「第十五条の五第一項」を「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会議員で同項に、占める国会議員を占めるもの」に、「三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について」を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内」に、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条第二項中「部分休業」を「育児時間」に改め、同条第四項中「前条」を「第十七条」に、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則
第十条の見出しを「育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 育児短時間勤務
(育児短時間勤務の承認)
第十二条 国会議員(常時勤務することを要しない国会議員、臨時的に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する国会議員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該国会議員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないとき

は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同じ。とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。
二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。
三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。
四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。
五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。
(育児短時間勤務の承認の失効等)
第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。
(育児短時間勤務国会議員の並立任用)
第十五条 一人の育児短時間勤務国会議員(一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会議員を任用することを妨げない。

(育児短時間勤務国会議員についての国家公務員退職手当法の特例)
第十六条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をすることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。
(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)
第十七条 国会議員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

3 本属長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。
(育児短時間勤務の期間の延長)
第十三条 育児短時間勤務をしている国会議員(以下「育児短時間勤務国会議員」という。)は、本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同じ。とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。
二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。
三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。
四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。
五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。
(育児短時間勤務の承認の失効等)
第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。
(育児短時間勤務国会議員の並立任用)
第十五条 一人の育児短時間勤務国会議員(一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会議員を任用することを妨げない。

(育児短時間勤務国会議員についての国家公務員退職手当法の特例)
第十六条 国家公務員退職手当法第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をすることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。
(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)
第十七条 国会議員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

3 本属長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。
(育児短時間勤務の期間の延長)
第十三条 育児短時間勤務をしている国会議員(以下「育児短時間勤務国会議員」という。)は、本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同じ。とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。
二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。
三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。
四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。
五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

その事情が継続している期間、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた国会職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、前三条の規定を準用する。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用）

第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会職員を任用することができる。この場合において、国会職員法第十五条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会職員について準用する。

第八章に見出しとして「（育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整）」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなしてを」におけるその者の号給については、部内の他の国会職員との権衡上必要と認められる範囲内において、号給を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第九条とする。

附則
第七条の二を第八条とする。

（施行期日）
第一条 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日から施行する。

法律第 号の施行の日から施行する。

（育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律第九条の規定は、育児休業をした国会職員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした国会職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

理由
一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）
新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	
第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 育児休業（第三条・第十一條）	
第三章 育児短時間勤務（第十二条・第十三条）	

九条
第四章 育児時間（第二十條）
第五章 雑則（第二十一條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条（略）
（定義）
第二条（略）
第二章 育児休業
第三条（第六條）（略）
第七条 本属長は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下この条において「請求期間」という。）について国会職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした国会職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年（第四条第一項の規定による請求があつた場合にあつては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間（以下この条及び第十九条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
二（略）
255（略）
（育児休業中の給与の特例）
第八条 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところに

（目的）
第一条（略）
（定義）
第二条（略）
第三条（第六條）（略）
第七条 本属長は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下この条において「請求期間」という。）について国会職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした国会職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年（第四条第一項の規定による請求があつた場合にあつては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
二（略）
255（略）
（育児休業中の給与の特例）
第七条の二 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところに

より、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

〔育児休業をした国会議員の職務復帰後における給与の調整〕

第九条 育児休業をした国会議員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内その他の国会議員との権衡上必要と認められる範囲内において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

〔育児休業をした国会議員についての国家公務員退職手当法の特例〕

第十条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 (略)

〔育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止〕

第十一条 (略)

第三章 育児短時間勤務

〔育児短時間勤務の承認〕

第十二条 国会議員（常時勤務することを要しない国会議員、臨時的に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する国会議員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該国会議員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以

により、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

〔職務復帰後における給与等の取扱い〕

第八条 育児休業をした国会議員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、両議院の議長が協議して定めるところにより、号給を調整することができる。

第九条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

2 (略)

〔不利益取扱いの禁止〕

第十条 (略)

下「育児短時間勤務」ということができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

育児短時間勤務の承認を受けようとする国会議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一年以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとする。

3 本属長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するた

めの措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児短時間勤務の期間の延長)

第十三条 育児短時間勤務をしている国会職員(以下「育児短時間勤務国会職員」という。)は、本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務の承認の失効等)

第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。

(育児短時間勤務国会職員の並立任用)

第十五条 一人の育児短時間勤務国会職員(一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

(育児短時間勤務国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第十六条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

第十七条 国会職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第十八条 本属長は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の両議院の議長が協議して定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた国会職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、前三条の規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用)

第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会職員を任用することができる。この場合において、国会職員法第十五条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会職員について準用する。

第四章 育児時間

第二十條 本属長は、国会職員（常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。 2 国会職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 （略） 4 第六条及び第十七条の規定は、育児時間について準用する。 第五章 雑則 第二十一條 この法律（第十条及び第十六条を除く。）の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。	（部分休業） 第十一條 本属長は、国会職員（常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。 2 国会職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 （略） 4 第六条及び前条の規定は、部分休業について準用する。 （両院議長協議決定への委任） 第十二條 この法律の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。
---	---

○ 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 読替表

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号） 読替表（第十六条関係）

第七條（略） 2・3 （略） 4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の三分の一に相当する月数（国家公務員法第百	第七條（略） 2・3 （略） 4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百
---	---

八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。 5・8 （略）	八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。 5・8 （略）
---	---

育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程案（趣旨）

第一条 この規程は、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会職員（以下「育児短時間勤務国会職員」という。）等及び同法第十九条第一項の規定により任用された国会職員（以下「任期付短時間勤務国会職員」という。）について、国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定。以下「給与規程」という。）及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。）の特例を定めるものとする。

（育児短時間勤務国会職員についての給与規程の特例）

第二条 育児短時間勤務国会職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第四項	とする	に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年 月 日両院議長決定。以下「特例規程」という。）第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第一条第六項、第七項及び第九項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第一条第十二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をする国会職員についての準用)
第四条 前二条の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をする国会職員について準用する。

(任期付短時間勤務国会職員についての給与規程の特例)

第五条 任期付短時間勤務国会職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第四項	とする	に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年 月 日)両院議長決定。以下「特例規程」という。第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第一条第六項、第七項及び第九項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第三条第四項及び第七條の二第一項	勤務時間規程	特例規程第六条の規定により読み替えられた勤務時間規程
第七條の六第四項	再任用職員	国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下「任期付短時間勤務国会職員」という。)
第十五条第一項	扶養手当、初任給調整手当 再任用短時間勤務職員	扶養手当 任期付短時間勤務国会職員
(任期付短時間勤務国会職員についての勤務時間規程の特例) 第六条 任期付短時間勤務国会職員についての勤務時間規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	とする	とする。ただし、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第十九条第一項の規定により任用された国会職員
第三条第一項	とする	とする。ただし、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第十九条第一項の規定により任用された国会職員

第四条第一項及び第二項、第五條第二項、第十三條第一項第一号並びに第十九條	再任用短時間勤務職員	(以下「任期付短時間勤務国会職員」という。の勤務時間は、一週間当たり十時間から二十時間までの範囲内で、両議院の議長が協議して定めるところにより、本属長が定める
--------------------------------------	------------	---

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)

第二条 国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第二条の二中「法」を「再任用職員で法」に、「占める国会職員」を「占めるもの」に改める。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第三条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十五條の五第一項」を「第十五條の四第二項又は第十五條の五第一項の規定により採用された国会職員で同項」に、「占める国会職員」を「占めるもの」に改める。

育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程案 新旧対照表

○ 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定(附則第二条関係)(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第一条の二 再任用職員で法第十五條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第四項及び第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)	第一条の二 法第十五條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第四項及び第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)
第三条第二項の二 再任用職員で法第十五條の五第一項に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

○ 国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）（附則第三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案

（一週間の勤務時間）
第三条（略）

2 国会議員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会議員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務議員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

現行

（一週間の勤務時間）
第三条（略）

2 国会議員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員（以下「再任用短時間勤務議員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

○ 育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程の特例に関する規程
案（平成十九年 月 日両院議長決定） 読替表
国会議員の給与等に関する規程 読替表（第二条関係）

読替後

第一条（略）
②・③（略）

④ 指定職給料表の適用を受ける国会議員の給料月額額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて両議院の議長が協議して定める号給の額に、育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程の特例に関する規程（平成十九年 月 日両院議長決定。以下「特例規程」という。）第三条の規定により読み替えられた国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

読替前

第一条（略）
②・③（略）

④ 指定職給料表の適用を受ける国会議員の給料月額額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて両議院の議長が協議して定める号給の額とする。

⑥ 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける国会議員となつた者の号給

⑥ 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける国会議員となつた者の号給

は、両議院の議長が協議して定める初任給の基準に従い決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

⑦ 国会議員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職給料表の適用を受ける国会議員が他の給料表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、両議院の議長が協議して定めるところにより決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

⑧ 前項の規定により国会議員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会議員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表（一）の適用を受ける国会議員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、三号給）とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

⑨ 前項の規定により国会議員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会議員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表（一）の適用を受ける国会議員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、三号給）とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。

⑩・⑪（略）
⑫ 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会議員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける国会議員以外の国会議員の給料月額額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する

は、両議院の議長が協議して定める初任給の基準に従い決定する。

⑦ 国会議員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職給料表の適用を受ける国会議員が他の給料表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、両議院の議長が協議して定めるところにより決定する。

⑧ 前項の規定により国会議員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会議員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表（一）の適用を受ける国会議員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、三号給）とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。

⑩・⑪（略）
⑫ 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会議員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職給料表の適用を受ける国会議員以外の国会議員の給料月額額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する

職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第三条 (略)

②・③ (略)

④ 給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から特例規程第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第七条の二 第六条の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員(以下「特定管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける国会議員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により特例規程第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該国会議員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

②・③ (略)

第七条の三 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会議員が受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

⑤ 行政職給料表(一)の適用を受ける国会議員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会

職務の級に応じた額とする。

第三条 (略)

②・③ (略)

④ 給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間規程第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第七条の二 第六条の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員(以下「特定管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける国会議員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間規程第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該国会議員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

②・③ (略)

第七条の三 (略)

②・③ (略)

④ 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会議員が受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

⑤ 行政職給料表(一)の適用を受ける国会議員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会

職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会議員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額を算出率で除して得た額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会議員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会議員に於ては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

⑥ 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会議員(以下「育児短時間勤務国会職員」という。)の勤務時間を考慮して両議院の議長が協議して定める。

第七条の四 (略)

② (略)

③ 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において国会議員が受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

④ 第七条の五 (略)

②・④ (略)

⑤ 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会議員が受けるべき

職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する国会議員として当該各給料表につき両議院の議長が協議して定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して両議院の議長が協議して定める国会議員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会議員に於ては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

⑥ 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条の四 (略)

② (略)

③ 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において国会議員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

④ 第七条の五 (略)

②・④ (略)

⑤ 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会議員が受けるべき

給料月額を算出率で除して得た額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める国会職員以外の国会職員にあつては、その額に給料月額を算出率で除して得た額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。 ⑥ 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、育児短時間勤務国会職員の勤務時間を考慮して両議院の議長が協議して定める。	給料月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める国会職員以外の国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。 ⑥ 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。
○ 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程 読替表(第三条関係) 読替 替 後 (一週間の勤務時間) 第三条 国会職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。ただし、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた国会職員（以下「育児短時間勤務国会職員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、本属長が定める。 2 (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、本属長は、育児短時間勤務国会職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けるものとする。 2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務国会職員については、一週間ごとの期	読替表(第三条関係) 読替 替 前 (一週間の勤務時間) 第三条 国会職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。 2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務国会職員にあつては、四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日）を設け、及び当該期間につき第三条に規定する勤務時間（当該育児短時間勤務国会職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要（育児短時間勤務国会職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務国会職員にあつては、八日以上）の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会職員については、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。
3 本属長は、試験研究に関する業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるものについて、始業及び終業の時刻について国会職員の申告を考慮して当該国会職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該国会職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該国会職員が育児短時間勤務国会職員である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。 第五条 (略) 2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務国会職員にあつては、四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日）を設け、及び当該期間につき第三条に規定する勤務時間（当該育児短時間勤務国会職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要（育児短時間勤務国会職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会職員については、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。	3 本属長は、試験研究に関する業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるものについて、始業及び終業の時刻について国会職員の申告を考慮して当該国会職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該国会職員の勤務時間を割り振ることができる。 3 本属長は、試験研究に関する業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるものについて、始業及び終業の時刻について国会職員の申告を考慮して当該国会職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該国会職員の勤務時間を割り振ることができる。

して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務国会議員にあつては、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日)を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務国会議員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間)となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第九条 本属長は、第三条から第六条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として両議院の議長が協議して定める場合に限り、育児短時間勤務国会議員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の両議院の議長が協議して定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 本属長は、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として両議院の議長が協議して定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において育児短時間勤務国会議員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる国会議員以外の国会議員 二十日(育児短時間勤務国会議員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)

二・三 (略)

2・3 (略)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第九条 本属長は、第三条から第六条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において国会議員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の両議院の議長が協議して定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 本属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において国会議員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる国会議員以外の国会議員 二十日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)

二・三 (略)

2・3 (略)

○ 国会議員の給与等に関する規程 読替表(第五条関係)

読 替 後		読 替 前	
① 第一条 (略) ②・③ (略)	④ 指定職給料表の適用を受ける国会議員の給料月額額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じ、両議院の議長が協議して定める号給の額に、育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年 月 日両院議長決定。以下「特例規程」という。)第六条の規定により読み替えられた国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成十六年六月二十三日両院議長決定)第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	① 第一条 (略) ②・③ (略)	④ 指定職給料表の適用を受ける国会議員の給料月額額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じ、両議院の議長が協議して定める号給の額とする。
⑤ ⑥ 新たに給料表(指定職給料表を除く。)の適用を受ける国会議員となつた者の号給は、両議院の議長が協議して定める初任給の基準に従い決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。	⑦ 国会議員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合(指定職給料表の適用を受ける国会議員が他の給料表の適用を受けることとなつた場合を含む。)又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、両議院の議長が協議して定めるところにより決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。	⑧ ⑨ 前項の規定により国会議員を昇給させる	⑧ ⑨ 前項の規定により国会議員を昇給させる

か否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会議員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表（一）の適用を受ける国会議員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、三号給とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとし、その者の給料月額額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とするものとする。

⑩（略）
⑪（略）
⑫（略）

第三条（略）

②・③（略）

④ 給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その月の現日数から特例規程第六条の規定により読み替えられた勤務時間規程第四第一項、第五及第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第七条の二 第六条の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員（以下「特定管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける国会議員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により特例規程第六条の規定により読み替えられた勤務時間規程第四第一項、第五及第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該国会議員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

か否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会議員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表（一）の適用を受ける国会議員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、三号給とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。

⑩（略）
⑪（略）
⑫（略）

第三条（略）

②・③（略）

④ 給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その月の現日数から勤務時間規程第四第一項、第五及第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第七条の二 第六条の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員（以下「特定管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける国会議員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間規程第四第一項、第五及第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該国会議員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

②・③（略）
第七条の六（略）
②・③（略）
④ 国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十九条第一項の規定により任用された国会議員（以下「任期付短時間勤務国会議員」という。）には扶養手当、国会特別手当、住居手当及び単身赴任手当を支給しない。

第十五条 非常勤の国会議員（任期付短時間勤務国会議員を除く。）については、勤務一日につき三万五千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

②・③（略）

○ 国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程

読 替 後

読 替 前

（一週間の勤務時間）
第三条 国会議員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。ただし、国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十九条第一項の規定により任用された国会議員（以下「任期付短時間勤務国会議員」という。）の勤務時間は、一週間当たり十時間から二十時間までの範囲内で、両議院の議長が協議して定めるところにより、本属長が定める。

（一週間の勤務時間）
第三条 国会議員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。

2（略）
（週休日及び勤務時間の割振り）
第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、本属長は、任期付短時間勤務国会議員については、これらの日に加

2（略）
（週休日及び勤務時間の割振り）
第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、本属長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加

えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日設けることができる。

2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、任期付短時間勤務国会議員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

第五条 (略)

2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(任期付短時間勤務国会議員にあつては、八日以上)の週休日設け、及び当該期間につき第三条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日(任期付短時間勤務国会議員にあつては、八日以上)の週休日設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会議員について、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。
一 次号及び第三号に掲げる国会議員以外

て、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日設けることができる。

2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

第五条 (略)

2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日設け、及び当該期間につき第三条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会議員について、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。
一 次号及び第三号に掲げる国会議員以外

の国会職員 二十日(任期付短時間勤務国会職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)

二・三 (略)

2・3 (略)

(非常勤の国会職員の勤務時間及び休暇)

第十九条 非常勤の国会職員(任期付短時間勤務国会職員を除く。)の勤務時間及び休暇に関する事項については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して両議院の議長が協議して定める。

の国会職員 二十日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)

二・三 (略)

2・3 (略)

(非常勤の国会職員の勤務時間及び休暇)

第十九条 非常勤の国会職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間及び休暇に関する事項については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して両議院の議長が協議して定める。

五月九日(水)の議事予定

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

趣旨説明 柳澤厚生労働大臣
質疑 西島 英利君(自) 一〇分
岡崎トミ子君(民) 一五分

日程第一 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

院送付)

日程第六 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 各本属長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができ

る。
各本属長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、両議院の議長が協議して定める場合に該当するときは、当該専門的な知識経験を有する者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

前二項の規定により採用される国会職員の任期及びこれらの規定により任期を定めて採用された国会職員の任用の制限については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の適用を受ける職員の例による。

前三項の規定の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

前各項の規定は、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並びに非常勤の職員の採用については、適用しない。

第十五条の二に次の一項を加える。

前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員については、適用しない。

第十五条の五第三項中「第十五条の二」を第十五条の二第一項及び第二項に改める。

附則

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 育児休業（第三条―第十一條）

第三章 育児短時間勤務（第十二條―第十九條）

第四章 育児時間（第二十條）

第五章 雑則（第二十一條）

附則

第一章 総則

第二章 育児休業

第七條第一項第一号中「この条」の下に「及び第十九条」を加える。

第十二條の見出しを削り、同条中「この法律」の下に「（第十条及び第十六条を除く。）」を加え、同条を第二十一條とする。

第十一條の見出しを削り、同条第一項中「第十五条の五第一項」を「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に、」占める国会職員」を「占めるもの」に、「三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について」を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で」に、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条第二項中「部分休業」を「育児時間」に改め、同条第四項中「前条」を「第十七條」に、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条を第二十條とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十條の見出しを「（育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止）」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 育児短時間勤務

（育児短時間勤務の承認）

第十二條 国会職員（常時勤務することを要しない国会職員、臨時的に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する国会職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該国会職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合には、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日（翌日から起算して一年を経過しないとき）は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。
二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。
三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。
四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態
2 育児短時間勤務の承認を受けようとする国会職員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（二月以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとする。

3 本属長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児短時間勤務の期間の延長）
第十三條 育児短時間勤務をしている国会職員（以下「育児短時間勤務国会職員」という。）は、本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。
2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。
（育児短時間勤務の承認の失効等）
第十四條 第六條の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。
（育児短時間勤務国会職員の並立任用）
第十五條 一人の育児短時間勤務国会職員（一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。）が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

（育児短時間勤務国会職員についての国家公務員退職手当法の特例）
第十六條 国家公務員退職手当法第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をすることを要しない期間に該当するものとみなす。
2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用につ

いては、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止）

第十七条 国会議員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）

第十八条 本属長は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の両議院の議長が協議して定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた国会議員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、前三条の規定を準用する。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会議員の任用）

第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会議員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会議員を任用することができる。この場合におい

て、国会議員法第十五条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会議員について準用する。

第四章 育児時間

第八条の前の見出しを削る。

第九条に見出しとして「（育児休業をした国会議員についての国家公務員退職手当法の特例）」を付し、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「（育児休業をした国会議員の職務復帰後における給与の調整）」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして」を「におけるその者の号給については、部内の他の国会議員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号給を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二を第八条とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日から施行する。

（育児休業をした国会議員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の国会議員の育児休業等に関する法律第九条の規定は、育児休業をした国会議員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした国会議員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

平成十九年五月十一日印刷

平成十九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B